

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、複数手術に係る費用の特例（平成三十年厚生労働省告示第七十二号）の一部を次のように改正し、令和六年六月一日から適用する。ただし、同年五月三十一日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

令和六年三月二十一日

別表第一を次のように改める。

別表第一

K 015 皮弁術	皮弁作成術、移動術、切斷術、遷延	その他の手術
K 021-2 粘膜弁手術		その他の手術
K 022 組織拡張器による再建手術（一連につき） 2 その他の場合		その他の手術
K 611 持続注入用植込型カテーテル設置	その他の手術	

厚生労働大臣 武見 敬三

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

K 618 中心静脈注射用植込型カテーテル設置	その他の手術
K 006 皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外） （）3 長径6センチメートル以上12センチメートル未満	K 746 痤瘻根治手術
K 006 皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外） （）4 長径12センチメートル以上	K 746 痤瘻根治手術
K 022 組織拡張器による再建手術（一連につき） 1 乳房（再建手術）の場合	K 475 乳房切除術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群の患者に限る。）
K 476 乳腺全摘術）、乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房切除術（腋窩部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの、乳輪温存乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）及び乳輪温存乳房切除術（腋窩部郭清を伴うもの）に限る。）	

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

	K 0 2 2 - 3 慢性膿皮症手術	K 0 1 3 分層植皮術
	K 0 1 5 皮弁作成術、移動術、切斷術、遷延皮弁術	K 0 1 3 - 2 全層植皮術
	K 0 1 7 遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの） 2 その他の場合	K 0 1 6 動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術
K 0 3 1 四肢・軀幹軟部悪性腫瘍手術	K 0 2 0 自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）	K 0 3 4 腱切離・切除術（関節鏡下によるもの） （手指、中手部又は手関節に限る。）
K 0 4 6 骨折観血的手術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 0 8 2 人工関節置換術 1 肩、股、膝 ^し	K 1 8 2 神経縫合術（手指、中手部又は手関節に限る。）
K 1 8 2 - 3 神経再生誘導術（手指、中手部又は手関節に限る。）		

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

K 0 3 5—2 腱滑膜切除術	K 0 3 5 腱剥離術（関節鏡下によるものを含む。）（手指、中手部又は手関節に限る。）	
K 0 4 6 骨折観血的手術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 6 1 0 動脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。） K 6 2 3 静脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。） K 1 8 2 神経縫合術（手指、中手部又は手関節に限る。） K 1 8 2—3 神経再生誘導術（手指、中手部又は手関節に限る。） K 6 1 0 動脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。） K 6 2 3 静脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 6 1 0 動脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。） K 6 2 3 静脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

				K 182 神経縫合術（手指、中手部又は手 関節に限る。）
		K 037 腱縫合術（手指、中手部又は手 関節に限る。）		K 182-3 神経再生誘導術（手指、中手 部又は手関節に限る。）
		K 623 静脈形成術、吻合術（手指、中手 部又は手関節に限る。）		K 610 動脈形成術、吻合術（手指、中手 部又は手関節に限る。）
		K 046 骨折観血的手術（手指、中手部又 は手関節に限る。）		
	K 182 神経縫合術（手指、中手部又は手 関節に限る。）	K 182-3 神経再生誘導術（手指、中手 部又は手関節に限る。）		
K 610 動脈形成術、吻合術（手指、中手 部又は手関節に限る。）				

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

		K 0 3 8 腱延長術（手指、中手部又は手関節に限る。）	
		K 0 4 6 骨折観血的手術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 6 2 3 静脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）
		K 1 8 2 神経縫合術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 1 8 2-3 神経再生誘導術（手指、中手部又は手関節に限る。）
		K 6 1 0 動脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 6 2 3 静脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）
K 0 3 9 腱移植術（人工腱形成術を含む。）（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 0 4 6 骨折観血的手術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 1 8 2 神経縫合術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 6 2 3 静脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）
K 1 8 2 神経縫合術（手指、中手部又は手関節に限る。）			

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

			K 182-3 神経再生誘導術（手指、中手部又は手関節に限る。）
	K 610 動脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 623 静脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 610 動脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）
K 040 腱移行術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 182-3 神経再生誘導術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 046 骨折観血的手術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 182-3 神経縫合術（手指、中手部又は手関節に限る。）
K 623 静脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 610 動脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 182-3 神経再生誘導術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 182-3 神経縫合術（手指、中手部又は手関節に限る。）

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

K 0 4 6 骨折観血的手術（手指、中手部又は手関節に限る。）

K 1 8 2 神経縫合術（手指、中手部又は手関節に限る。）

K 1 8 2-3 神経再生誘導術（手指、中手部又は手関節に限る。）

K 6 1 0 動脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）

K 6 2 3 静脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）

K 0 5 3 骨悪性腫瘍手術

K 0 5 4 骨切り術 2 前腕、下腿（下腿に限る。）

K 0 5 4-2 脛骨近位骨切り術

K 0 8 2 人工関節置換術

K 0 8 1 人工骨頭挿入術

K 0 6 8-2 関節鏡下半月板切除術

K 0 6 9-3 関節鏡下半月板縫合術

K 0 6 9-4 関節鏡下半月板制動術

K 0 5 5-4 大腿骨遠位骨切り術

K 0 6 9-3 関節鏡下半月板切除術

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

	K 0 7 9 - 2 関節鏡下靭帶断裂形成手術 1 十字靭帶	K 0 6 9 - 4 関節鏡下半月板制動術
K 1 3 4 - 2 内視鏡下椎間板摘出（切除）術	K 0 8 0 - 5 関節鏡下肩関節唇形成術 2 腱板断裂を伴わないもの	K 0 6 8 - 2 関節鏡下半月板切開術
	K 0 8 2 人工関節置換術 1 肩、股、膝（股に限る。）	K 0 6 9 - 3 関節鏡下半月板縫合術
K 1 3 1 - 2 内視鏡下椎弓切除術（内視鏡	K 1 0 7 指移植手術（手指に限る。） K 1 4 2 脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む。） （椎間板摘出術を実施した椎間及び当該椎間に隣接する椎弓に係るもの）を除く。）	K 0 7 7 - 2 肩甲骨鳥口突起移行術 K 0 5 4 骨切り術 1 肩甲骨、上腕、大腿（大腿に限る。） K 1 8 2 神経縫合術（手指に限る。） K 1 8 2 - 3 神経再生誘導術（手指に限る。） 。

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

	K 134-3 人工椎間板置換術（頸椎）	K 142 脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む。） 1 前方椎体固定（人工椎間板置換術（頸椎））を実施した椎間に隣接する椎間に係るものに限る。）	下椎間板摘出（切除）術を実施した椎間及び当該椎間に隣接する椎弓に係るもの除去。
K 142-5 内視鏡下椎弓形成術	K 134-3 人工椎間板置換術（頸椎） 1 前方椎体固定を実施した椎間に隣接する椎間に係るものに限る。）	K 134-3 人工椎間板置換術（頸椎） 1 前方椎体固定を実施した椎弓に係るもの去除く。）	K 131-2 内視鏡下椎弓切除術（内視鏡下椎弓形成術を実施した椎弓に係るもの去除く。）
K 134-2 内視鏡下椎間板摘出（切除）			

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

K 144	体外式脊椎固定術	K 116	脊椎、骨盤骨搔爬術	K 118	脊椎、骨盤脱臼観血的手術	K 135	脊椎、骨盤腫瘍切除術	K 136	脊椎、骨盤悪性腫瘍手術
K 182-3	神経再生誘導術	K 182	神経縫合術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 610	動脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 142	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む。）		
K 610	動脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 439	下顎骨悪性腫瘍手術	K 438	下顎骨離断術	K 437	静脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）		

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

K 2 8 2 水晶体再建術	K 2 7 7 網膜冷凍凝固術	K 2 6 8 緑内障手術	K 2 5 9 角膜移植術	K 2 2 4 翼状片手術（弁の移植を要するもの）	K 2 6 0-2 羊膜移植術	K 6 2 3 静脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）				
K 2 2 4 翼状片手術（弁の移植を要するも 一連につき）	K 2 7 6 網膜光凝固術 1 通常のもの（	K 2 8 4 硝子体置換術	K 2 8 2 水晶体再建術	K 2 8 1 増殖性硝子体網膜症手術	K 2 8 0 硝子体茎頭微鏡下離断術	K 2 8 2 硝子体再建術	K 2 8 0 硝子体茎頭微鏡下離断術	K 2 7 9 硝子体切除術	K 2 6 0-2 羊膜移植術	K 6 2 3 静脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

K 4 7 6-4 ゲル充填人工乳房を用いた乳房 再建術（乳房切除後）	場合	K 4 4 4 下顎骨形成術 1 おとがい形成の 場合	K 4 3 6 顎骨腫瘍摘出術	K 4 0 3 気管形成手術（管状気管、気管移植等）	K 3 1 9 鼓室形成手術	K 2 9 6 耳介形成手術 1 耳介軟骨形成 を要するもの	K 2 8 1 増殖性硝子体網膜症手術	K 2 8 0 硝子体茎頭微鏡下離断術	K 2 7 9 硝子体切除術	K 2 7 7-2 黄斑下手術	の）
候群の患者に限る。）	の場合	K 4 7 5 乳房切除術（遺伝性乳癌卵巣癌症 ^{がん} ）	K 4 4 4 下顎骨形成術 2 短縮又は伸長	K 4 0 4 抜歯手術（1歯につき）	K 2 9 9 小耳症手術	K 3 0 5 乳突削開術	K 2 9 6 耳介形成手術 1 耳介軟骨形成 を要するもの	K 2 8 1 増殖性硝子体網膜症手術	K 2 8 0 硝子体茎頭微鏡下離断術	K 2 7 9 硝子体切除術	K 2 7 7-2 黄斑下手術

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

				K 476 乳腺悪性腫瘍手術（単純乳房切除 術（乳腺全摘術）、乳房切除術（腋窩部郭 清を伴わないもの）、乳房切除術（腋窩部郭 骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施 しないもの、乳輪温存乳房切除術（腋窩部郭 清を伴わないもの）及び乳輪温存乳房切 除術（腋窩部郭清を伴うもの）に限る。）
	K 511 肺切除術	K 504 縦隔悪性腫瘍手術	K 511 肺切除術	K 476 乳腺悪性腫瘍手術（単純乳房切除 術（乳腺全摘術）、乳房切除術（腋窩部郭 清を伴わないもの）、乳房切除術（腋窩部郭 骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施 しないもの、乳輪温存乳房切除術（腋窩部郭 清を伴わないもの）及び乳輪温存乳房切 除術（腋窩部郭清を伴うもの）に限る。）
K 552-2 冠動脈、大動脈バイパス移植術	K 529 食道悪性腫瘍手術（消化管再建手 術を併施するもの）	K 623 静脈形成術、吻合術	K 610 動脈形成術、吻合術	K 476 乳腺悪性腫瘍手術（単純乳房切除 術（乳腺全摘術）、乳房切除術（腋窩部郭 清を伴わないもの）、乳房切除術（腋窩部郭 骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施 しないもの、乳輪温存乳房切除術（腋窩部郭 清を伴わないもの）及び乳輪温存乳房切 除術（腋窩部郭清を伴うもの）に限る。）
K 552 冠動脈、大動脈バイパス移植				

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

K 5 1 4 - 2 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術	K 5 1 4 肺悪性腫瘍手術	K 5 6 0 - 2 オープン型ステントグラフト内挿術	K 5 6 0 - 2 大動脈瘤切除術（吻合又は移植を含む。）
K 5 0 4 - 2 胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術	K 5 0 4 縦隔悪性腫瘍手術	K 5 5 2 冠動脈、大動脈バイパス移植術	K 5 5 2 - 2 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）
K 6 2 3 静脈形成術、吻合術	K 6 1 0 動脈形成術、吻合術	K 5 7 0 肺動脈狭窄症、純型肺動脈弁閉鎖症手術	2 右室流出路形成又は肺動脈形成を伴うもの
K 5 7 2 肺静脈形成術			

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

K 5 2 7	K 5 2 7-2	K 5 2 9	K 5 6 0-2	K 5 6 0	K 3 9 5	K 5 1 3-2	K 5 1 3-2
食道悪性腫瘍手術（単に切除のみのもの）	食道切除術（単に切除のみのもの）	食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）	オープン型ステントグラフト内挿術	大動脈瘤切除術（吻合又は移植を含む。）	喉頭、下咽頭悪性腫瘍手術（頸部、胸部、腹部等の操作による再建を含む。）	胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術	胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術
K 5 5 2	K 5 3 5	K 5 2 9	K 5 6 1	K 3 9 5	K 5 5 4	K 5 5 5	K 5 6 0
冠動脈、大動脈バイパス移植術	胸腹裂孔ヘルニア手術	食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）	ステントグラフト内挿術	喉頭、下咽頭悪性腫瘍手術（頸部、胸部、腹部等の操作による再建を含む。）	腸回転異常症手術	弁置換術	大動脈瘤切除術（吻合又は移植

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

	K 5 6 0-2 オープン型ステントグラフト内挿術
K 5 6 1	ステントグラフト内挿術
K 6 0 3	補助人工心臓（1日につき） 1 初日
K 6 0 4-2	植込型補助人工心臓（非拍動 流型） 1 初日（1日につき）
K 5 5 4	弁形成術
K 5 5 5	弁置換術
K 5 6 0	大動脈瘤 ^{りゆう} 切除術（吻合又は移植 を含む。）
K 5 6 0-2	オープン型ステントグラフト内挿術
K 5 6 1	ステントグラフト内挿術
K 6 0 3	補助人工心臓（1日につき） 1 を含む。）

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

K 5 5 4 弁形成術（1弁のもの）（大動脈弁を	K 5 5 4 弁形成術	
K 5 6 0 大動脈瘤（りゆう）切除術（吻合又は移植） （1日につき）	K 6 0 4-2 植込型補助人工心臓（非拍動流型） 1 初日（1日につき）	K 6 0 4-2 植込型補助人工心臓（非拍動流型） 1 初日（1日につき）

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

除く。) に限る。)

を含む。)

K 560-2 オープン型ステントグラフト

内挿術

K 544 心腫瘍摘出術、心腔内粘液腫摘出術

術

K 553 心室瘤^{りゆう}切除術（梗塞切除を含む。）

。

K 553-2 左室形成術、心室中隔穿孔閉鎖術、左室自由壁破裂修復術

鎖術、左室自由壁破裂修復術

K 603 補助人工心臓（1日につき）

1

初日

K 603-2 小児補助人工心臓（1日につき）

1 初日

K 604-2 植込型補助人工心臓（非拍動

流型） 1 初日（1日につき）

K 555 弁置換術（1弁のもの（大動脈弁を

K 560 大動脈瘤^{りゆう}切除術（吻合又は移植

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

除く。) に限る。)

を含む。）

K 560-2	オープン型ステントグラフト	K 561	ステントグラフト内挿術	K 561	ステントグラフト内挿術
性、筋肥厚性を含む。)	内挿術	6-1	2	1以	4
K 557-2	大動脈弁上狭窄手術	K 594	不整脈手術	K 570-3	経皮的肺動脈形成術
K 557	大動脈弁下狭窄切除術（線維	9-4	3	胸部大動脈	6-14
	性、筋肥厚性を含む。）	5-4	マイズ手術		血管移植術、バイパス移植術
		5-4	左心耳閉鎖術	K 615	血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内
		5-4	イ	血管等）	頭、頸部動脈
		5-4	開胸手術によるもの	K 552	体外循環を用いる心臓大血管手術
		5-4		5-2	冠動脈、大動脈バイパス移植術
		5-4		5-2-2	冠動脈、大動脈バイパス移植
		5-4		5-4	術（人工心肺を使用しないもの）
		5-4		5-4	弁形成術
		5-4		5-4	弁置換術
		5-4		5-4	大動脈弁上狭窄手術
		5-4		5-4	大動脈弁下狭窄切除術（線維
		5-4		5-4	性、筋肥厚性を含む。）

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

						K 557-3 弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術
						K 560 大動脈瘤 ^{りゆう} 切除術（吻合又は移植を含む。）
					K 594 不整脈手術 4 左心耳閉鎖術 口	K 594 不整脈手術 3 メイズ手術
					K 594-2 肺静脈隔離術	K 554-2 胸腔鏡下弁形成術
				K 603 補助人工心臓（1日につき） 1	K 555-3 胸腔鏡下弁置換術	
				初日	K 555 体外循環を用いない心臓大血管手術	
					K 557 大動脈弁上狭窄 ^{さく} 手術	
					K 557-2 大動脈弁下狭窄 ^{さく} 切除術（線維性、筋肥厚性を含む。）	
					K 560 大動脈瘤 ^{りゆう} 切除術（吻合又は移植を含む。）	
K 560-2 オープン型ステントグラフト	換術	K 557-3 弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術				

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

				K 594 不整脈手術
				K 557 大動脈弁上狭窄手術
				K 557 大動脈弁下狭窄 ^{さく} 切除術（線維性、筋肥厚性を含む。）
				K 557-3 弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術
				K 560 大動脈瘤 ^{りゆう} 切除術（吻合又は移植を含む。）
			K 594 不整脈手術	
		K 557 大動脈弁上狭窄 ^{さく} 手術		
		K 557-2 大動脈弁下狭窄 ^{さく} 切除術（線維性、筋肥厚性を含む。）		
		K 557-3 弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術		
K 560 大動脈瘤 ^{りゆう} 切除術（吻合又は移植				

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

K 6 5 4 - 2 胃局所切除術	K 6 4 3 後腹膜悪性腫瘍手術	K 6 3 6 - 2 ダメージコントロール手術	K 6 3 3 ヘルニア手術 4 脊 ^{さい} 帶ヘルニア	K 6 1 7 - 5 内視鏡下下肢静脈瘤 ^{りゆう} 不全穿通	K 6 1 7 下肢静脈瘤 ^{りゆう} 手術	K 5 9 4 不整脈手術	K 5 6 0 - 2 オープン型ステントグラフト	を含む。）
K 6 7 2 胆囊 ^{のう} 摘出術	K 7 7 2 腎摘出術	K 6 9 5 肝切除術	K 5 4 5 開胸心臓マッサージ	K 8 0 4 尿膜管摘出術	K 7 2 9 腸閉鎖症手術	K 7 1 7 小腸腫瘍、小腸憩室摘出術（メツ ケル憩室炎手術を含む。）	K 6 1 7 - 4 下肢静脈瘤 ^{りゆう} 血管内焼灼 ^{しゃくしょく} 手術	K 6 1 7 大伏在静脈抜去術

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

K 6 5 5 胃切除術

入を含む。)

K 6 7 2 胆嚢^(のう)摘出術

K 6 9 5 肝切除術

K 7 0 2 膵体尾部腫瘍切除術 1 膵尾部

切除術の場合

K 7 1 1 脾^(ひ)摘出術

K 7 1 6 小腸切除術

K 7 1 9 結腸切除術

K 6 5 5 – 2 腹腔鏡^(くう)下胃切除術

K 6 5 5 – 4

噴門側胃切除術

K 6 7 1

胆管切開結石摘出術（チューブ挿

K 7 1 9 – 3 腹腔鏡^(くう)下結腸悪性腫瘍切除術

K 7 1 9 – 2 腹腔鏡^(くう)下小腸切除術

K 7 1 6 – 2 腹腔鏡^(くう)下脾^(ひ)摘出術

K 7 1 1 – 2 腹腔鏡^(くう)下脾^(ひ)摘出術

K 6 7 2 – 2 腹腔鏡^(くう)下胆囊^(のう)摘出術

K 6 7 1 – 2 腹腔鏡^(くう)下胆管切開結石摘出術

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

K 6 5 7 — 2 腹腔鏡下胃全摘術		K 6 5 7 胃全摘術										入を含む。)
K 6 7 2 — 2 腹腔鏡下胆囊摘出術	K 7 1 9 結腸切除術	K 7 1 6 小腸切除術	K 7 1 1 脾摘出術	切 除 術 の 場 合	K 7 0 2 脾体尾部腫瘍切除術	K 6 9 5 肝切除術	K 6 7 2 胆囊摘出術	K 7 1 9 結腸切除術	K 7 1 6 小腸切除術	K 7 1 1 脾摘出術	K 7 0 2 脾体尾部腫瘍切除術	1 脾尾部

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

K 6 9 7-5 生体部分肝移植術	K 6 9 5 肝切除術	K 6 9 5 肝切除術 1 部分切除	K 6 7 2-2 腹腔鏡下胆囊摘出術	K 6 7 2 胆囊 ^(のう) 摘出術	K 6 6 7-2 腹腔鏡下噴門形成術	K 6 6 7 噴門形成術		K 7 1 1-2 腹腔鏡下脾摘出術
K 7 1 1 脾 ^(ひ) 摘出術	K 7 1 1 脾 ^(ひ) 摘出術	神経芽細胞腫に係る摘出術	K 6 9 7-5 生体部分肝移植術	K 7 1 1-2 腹腔鏡下脾摘出術	K 6 9 7-3 肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）	K 6 6 4 胃瘻 ^(ろう) 造設術（経皮的内視鏡下胃瘻 ^(ろう) 造設術を含む。）	K 7 1 9-3 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術	K 7 1 6-2 腹腔鏡下小腸切除術

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

K
7
1
6
—
2

腹腔鏡下小腸切除術

K	6	7	2	—	2	腹腔鏡下胆囊摘出術
K	7	1	1	—	2	腹腔鏡下脾摘出術
K	8	7	2	—	2	腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出 ）術

K 877-2 腹腔鏡下腔式子宮全摘術
K 888 子宮附属器腫瘍摘出術（両側）

K
7
1
9
結腸切除術

K 6 7 2	胆囊 ^(のう) 摘出術
K 7 1 1	脾摘出術
K 7 1 4	腸管癒着症 ^(ひ) 手術
K 8 0 1	膀胱 ^(ぼうこう) 单纯純摘除術 1 腸管利用の 尿路変更を行うもの
K 8 7 2	子宮筋腫摘出（核出）術 1 腹 式
K 8 7 7	子宮全摘術

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

								K 8 7 9 子宮悪性腫瘍手術
							1 開腹によるもの	
							K 8 8 8 子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）	
							K 8 8 9 子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）	
							K 6 7 2-2 腹腔鏡下胆囊摘出術	
							K 7 1 1-2 腹腔鏡下脾摘出術	
							K 8 7 2-2 腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出 ）術	
							K 8 7 7-2 腹腔鏡下腔式子宮全摘術	
							K 8 8 8 子宮附属器腫瘍摘出術（両側）	
						2 腹腔鏡によるもの		
						K 6 7 2-2 腹腔鏡下胆囊摘出術		
						K 6 9 5-2 腹腔鏡下肝切除術（部分切除 又は外側区域切除に限る。）		
						K 7 1 1-2 腹腔鏡下脾摘出術		
						K 8 7 2-2 腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出		
						K 7 1 9-3 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術		

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

		（）術	
		K 7 3 4 腸回転異常症手術	K 8 7 7-2 腹腔鏡下臍式子宮全摘術
		K 7 1 7 小腸腫瘍、小腸憩室摘出術（メツケル憩室炎手術を含む。）（小腸憩室摘出術（メツケル憩室炎手術を含む。）に限る。）	K 8 8 8 子宮附属器腫瘍摘出術（両側）
		K 7 2 9 腸閉鎖症手術	K 8 8 8 子宮附属器腫瘍摘出術（両側）
		K 6 7 2 胆囊摘出術	K 8 7 7-2 腹腔鏡下臍式子宮全摘術
		K 6 9 5 肝切除術	
		K 7 1 1 脾摘出術	
		K 7 1 9 結腸切除術	
		K 7 9 9 膀胱壁切除術	
K 8 0 1	膀胱单纯摘除術 1 腸管利用の 尿路変更を行うもの	K 7 9 9 膀胱单纯摘除術	

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

K 8 4 3	前立腺悪性腫瘍手術			
K 8 7 2	子宮筋腫摘出（核出）術	1	腹	式
K 8 7 7	子宮全摘術			
K 8 7 9	子宮悪性腫瘍手術			
K 8 8 8	子宮附属器悪性腫瘍摘出術（両側）			
	1 開腹によるもの			
K 8 8 9	子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）			
K 6 7 2-1 2	腹腔鏡下胆嚢摘出術			
K 7 1 9-1 2	腹腔鏡下脾摘出術			
K 7 1 9-1 3	腹腔鏡下結腸切除術			
K 8 7 2-1 2	腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出）術			
K 8 7 7-1 2	腹腔鏡下胆式子宮全摘術			
K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側）			

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

				K 7 4 3 痢核手術（脱肛を含む。）
			K 7 5 1 鎖肛手術	K 7 4 6 裂肛又は肛門潰瘍根治手術
	K 7 5 1-3 腹腔鏡下鎖肛手術（腹会陰、腹		K 7 4 7 肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術	K 7 4 4 脊髄によるもの
K 8 0 9-2 膀胱尿管逆流手術	K 1 9 1 脊髓腫瘍摘出術 1 髓外のもの	K 1 3 8 脊椎披裂手術	K 7 4 9 肛門拡張術（観血的なもの）	K 7 4 6 腹腔鏡によるもの
K 7 5 1-2 仙尾部奇形腫手術	K 8 5 9 造瘻術、瘻閉鎖症術	K 7 5 1-2 仙尾部奇形腫手術	K 7 5 2 肛門形成手術	K 7 4 7 肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術
		K 8 0 9-2 膀胱尿管逆流手術	K 1 9 1 脊髓腫瘍摘出術 1 髓外のもの	K 7 4 4 脊髄によるもの
		K 7 5 1-3 腹腔鏡下鎖肛手術（腹会陰、腹	K 7 5 1 鎖肛手術	K 7 4 3 痢核手術（脱肛を含む。）

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

K 7 6 4 経皮的尿路結石除去術（経皮的腎瘻 ^{ろう} 造設術を含む。）								
K 7 7 3 腎（尿管）悪性腫瘍手術								
K 7 8 0 同種死体腎移植術								
K 7 9 8 膀胱 ^{ぼうこう} 結石、異物摘出術（経尿道的手術及びレーザーによるものに限る。）								
K 7 7 2 腎摘出術	K 7 4 0 直腸切除・切斷術	K 7 1 9 結腸切除術	K 7 1 6 小腸切除術	K 7 1 1 脾 ^ひ 摘出術	K 7 0 2 膵 ^{すい} 体尾部腫瘍切除術	K 6 1 9 静脈血栓 ^{けっせん} 摘出術	K 7 8 1 経尿道的尿路結石除去術（経皮的腎瘻 ^{ろう} 造設術、腔閉鎖症術）	K 8 5 9 造腔 ^{ちつ} 術、腔閉鎖症術
K 8 4 1-2 経尿道的レーザー前立腺切除 ・蒸散術（ホルミウムレーザー又は倍周波レーザーを用いるものに限る。）								

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

K 8 1 9 尿道下裂形成手術	K 8 1 8 尿道形成手術 1 前部尿道（性同 一性障害の患者に対して行う場合に限る。）		K 8 0 3 膀胱悪性腫瘍手術	K 7 1 6 小腸切除術	K 8 4 1-6 経尿道的前立腺吊上術
K 8 3 6 停留精巢固定術	K 8 2 5 陰茎全摘術（性同一性障害の患者 に対して行う場合に限る。）	K 8 8 9 子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）	K 8 7 9 子宮悪性腫瘍手術	K 8 7 7 子宮全摘術	K 8 7 2 子宮筋腫摘出（核出）術 1 腹 式

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

	K 8 2 6 - 3 隱莖様陰核形成手術	K 8 5 9 造腔術、腔閉鎖症術 3 腔断端
K 8 6 3 腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術	K 8 8 6 子宮附属器癒着剥離術（両側） 拳上によるもの	K 8 8 6 子宮附属器癒着剥離術（両側） 拳上によるもの
K 8 7 2 子宮筋腫摘出（核出）術 1 腹式	K 8 8 8 子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 1 開腹によるもの	K 8 8 8 子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 1 開腹によるもの
K 8 7 2-2 腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出）術	K 8 8 6 子宮附属器癒着剥離術（両側） 2 腹腔鏡によるもの	K 8 8 6 子宮附属器癒着剥離術（両側） 2 腹腔鏡によるもの
K 8 7 3 子宮鏡下子宮筋腫摘出術	K 8 8 8 子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 2 腹腔鏡によるもの	K 8 8 8 子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 2 腹腔鏡によるもの
K 8 7 7 子宮全摘術	K 8 7 2-2 腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出）術	K 8 7 2-2 腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出）術
K 8 8 8 子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 1 開腹によるもの	K 8 7 8 広韌帶内腫瘍摘出術	K 8 7 8 広韌帶内腫瘍摘出術
K 8 8 6 子宮附属器癒着剥離術（両側）	K 8 8 6 子宮附属器癒着剥離術（両側）	K 8 8 6 子宮附属器癒着剥離術（両側）

複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件

						K 877-2 腹腔鏡下腔式子宮全摘術
K 912 異所性妊娠手術			K 898 帝王切開術			K 878-2 腹腔鏡下広鞦帶内腫瘍摘出術（両側）
						K 886 子宮附属器癒着剥離術（両側）
K 888 子宮附属器腫瘍摘出術（両側）	K 886 子宮附属器癒着剥離術（両側）	K 888 子宮附属器腫瘍摘出術（両側）	K 878 広鞦帶内腫瘍摘出術	K 872 子宮筋腫摘出（核出）術 1 腹式	K 888 子宮附属器腫瘍摘出術（両側）	1 開腹によるもの
		1 開腹によるもの				2 腹腔鏡によるもの